

Vリーグ間の移籍手続きに関する規程

最終改定日:平成28年6月1日

第1条 【目的】

この規程は、Vリーグ機構規約およびVリーグ機構登録規程で定める選手（Vリーグ準加盟チームの選手も含む）の移籍に関する手続きについて定めることを目的とする。

第2条 【移籍規程の遵守】

Vリーグ機構のチームに所属する選手の移籍は、この規程に従って行なわれなければならない。

第3条 【用語の定義】

① 所属選手

Vリーグ機構規約第57条に基づく選手契約を、チームが現に結んでいる選手。

② 登録選手

登録規定に基づき、Vリーグ機構が登録の有効を認めた選手。

③ 移籍

Vリーグ機構のチームの所属選手であった者が、定められた期間内にVリーグ機構が定める正規の手続きを経て、新たに別のVリーグ機構のチームの所属選手になること。

④ 離籍

Vリーグ機構のチームの所属選手であった者が、チームの所属選手でなくなること。

⑤ 移籍希望選手

他チームへの移籍を希望している選手で、Vリーグ機構主催の大会への出場を、前所属チームが離籍日直後から認めている選手。

⑥ 退団選手

社業に専念したり、ビーチバレーや9人制などVリーグ機構以外へ転出する選手もしくは、他チームへの移籍を希望している選手で、前所属チームが、Vリーグ機構主催の大会への出場をVリーグ機構登録規程第13条①項に定めた要件を満たすまで認めていない選手。

第4条 【Vリーグ機構への届出の義務】

チームは、所属選手でなくなった選手について、「離籍届出書（様式-1）」に所定事項を記入して、速やかにVリーグ機構に提出しなければならない。

2 選手の移籍が成立した場合、チームは「選手追加登録届（様式-2）」に所定事項を記入してVリーグ機構が別途定めた必要書類とともに、速やかにVリーグ機構に提出しなければならない。

第5条 【移籍希望選手・退団選手・移籍登録選手の公示】

Vリーグ機構は、インターネットのWEB上に関係者のみが閲覧可能な移籍公示システムを開設し、ここに移籍希望選手および退団選手に関する情報を公示する。

2 移籍公示システムに公示する項目は次のとおりとする。

- ① 移籍希望選手リスト
- ② 退団選手リスト
- ③ 移籍登録選手リスト
- ④ 年度公示日程
- ⑤ Vリーグ機構登録規程
- ⑥ Vリーグ間の移籍手続きに関する規程
- ⑦ 届出用紙様式

第6条 【移籍希望選手および退団選手、移籍登録選手の情報開示】

Vリーグ機構は、Vリーグ機構ホームページにおいて、移籍公示システムに公示された全選手を広く情報開示する。

2 Vリーグ機構ホームページに公示する項目は次のとおりとする。

- ① 移籍希望選手リスト
- ② 退団選手リスト
- ③ 移籍登録選手リスト
- ④ Vリーグ機構登録規程
- ⑤ Vリーグ間の移籍手続きに関する規程

第7条 【公示日程】

Vリーグ機構は、毎年開幕までに、当該シーズンから次シーズンの開幕31日前までの公示日程を設定し、移籍公示システム上で公表する。

2 移籍公示システムに公示する項目のうち、次の事項は当該シーズンのV・プレミアリーグ、V・チャレンジリーグⅠ、V・チャレンジリーグⅡのうち（男女の日程が異なる場合は各々の）開幕日が遅い方のリーグの開幕日31日後より特設サイトでの公示を開始する。

- ① 移籍希望選手リスト
- ② 退団選手リスト

第8条 【公示期限と移籍期限】

公示期限は、V・プレミアリーグ、V・チャレンジリーグⅠ、V・チャレンジリーグⅡ（男女の日程が異なる場合は各々の）の開幕31日前までとし、届け出も同日を持って締め切る。

2 V・プレミアリーグ、V・チャレンジリーグⅠ、V・チャレンジリーグⅡの（男女の日程が異なる場合は各々の）開幕の前日までに移籍登録の受付が完了しなければ、移籍は成立しない。

第9条〔他の方法による移籍の禁止〕

選手が移籍する場合は、本規程に定める移籍の手続きを必ず行なわなければならない。

2 退団選手として届けられ退団選手として公示された選手が、何らかの事情により移籍希望選手に変更することになった場合は、前所属チームを通して離籍変更届出書（様式-3）の届出を改めて行なわなければならない。

3 Vリーグ機構のチームの所属選手であったものが、Vリーグ機構登録規程第13条①項の期間において、他のVリーグ機構の所属選手となる場合は、前二項の限りではない。

第10条〔外国籍選手の移籍〕

外国籍選手の移籍に関しては、本規程第2条～第8条を適用せず、国際バレーボール連盟の規程に従った正規の手続きを経て行なわれなければならない。

ただし、日本で出生し引き続き日本で生活をしている外国籍選手で外国籍選手枠の外の選手については、この規定の適用を受けるものとする。

第11条〔チーム解散時の特例〕

何らかの事情によりチームが解散した場合、移籍を希望する選手はすべて移籍希望選手とする。また、退団選手が移籍希望選手に変更する場合は、本人が直接Vリーグ機構へ変更を届け出ることができる。

第12条〔改正〕

本規程を改正しようとするときは、運営会議の発議に基づく理事会の決議により、これを行う。

附 則

本規程は、平成21年4月1日から適用する。

<改定履歴>

平成23年6月13日	第7条の「公示期限と移籍期限」について改定 (平成23年6月8日の運営会議の審議を経て、6月13日の理事会で承認)
平成24年8月27日	第6条の「公示日程」について「2」を追加し、公示日程を全面的に改定。 (平成24年8月23日の運営会議の審議を経て8月27日理事会にて承認)
平成26年11月19日	第1条の「目的」に本規程がVリーグ機構準加盟チームにも適用される旨を追加した。また、第6条、第7条の「V・チャレンジリーグ」を「V・チャレンジリーグⅠ、V・チャレンジリーグⅡ」の表記に変更。
平成28年6月1日	登録規程の改定に伴い、第3条～第12条までを全面的に改定することを平成28年5月18日の理事会で承認。